

国自旅第391号の2
平成29年3月27日

ジェイ・ディ共済協同組合理事長
全国運転代行共済協同組合理事長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

共済契約の解除者等のリストの月次報告について

自動車運転代行業者が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第12条に定める損害賠償措置を適正に講じているか確認するため、貴協同組合が取り扱う代行運転自動車に関する損害賠償責任共済の契約者のうち、共済掛金の滞納により契約が失効または解除になった者について、下記のとおり定期的に報告するよう要請する。

なお、貴協同組合が虚偽の報告を行った場合は、中小企業等協同組合法（平成24年法律第181号）第105条の4第1項に基づき、業務の状況を検査する場合があるので留意されたい。

記

1. 報告内容

貴協同組合が取り扱う代行運転自動車の運行による損害賠償責任を担保する自動車損害賠償共済契約で、共済掛金の滞納により契約が解除になった者及び契約が失効した者の氏名又は名称等。

2. 報告先

国土交通省自動車局旅客課旅客運送適正化推進室長
都道府県運転代行業担当部局長

3. 報告日

ジェイ・ディ共済協同組合 毎月12日（土日祝日の場合はその直後の平日）まで
全国運転代行共済協同組合 每月10日（土日祝日の場合はその直後の平日）まで

4. 報告方法

都道府県ごとに下記を参考として、報告用のリストを作成した上で、国土交通省自動車局旅客課旅客運送適正化推進室長には全国のリストを、都道府県へは当該都道府県分のリストを送付すること。

また、報告をエクセル等の電子データで行う場合は、電子データにパスワードを設定する等、個人情報の保護に遺漏ないようにされたい。

5. リストの報告様式

リスト作成日（年月日）

●●協同組合●月解除者（失効者）リスト

契約者名 (代表者名)	運転代行 業者の氏 名または 名称	認定 番号	契約 番号	契約日	解除日 (失効日)	登録車両 番号等	契約者の連 絡先(住所、 電話番号 等)

※リストは失効、解除の別に作成すること。

※解除者リストは、解除の理由（掛金滞納、中途解約、契約満了等）を記載すること。

6. 留意点

各都道府県からの問い合わせに対応できるよう、体制を整備すること。